

東京セントラルNEWS VOL. 4

PTA保険の補償内容を理解していますか(2)?

PTA保険 賠償責任保険金支払例

- PTA主催のスポーツ大会において来賓用テントの設営に不備があった為、そのテントが倒れてしまい、来賓者にケガを負わせてしまった。
- PTA主催のこども夏祭りで、町内会より借用した大太鼓を誤って落として壊してしまった。
- PTA主催のソフトボール大会で打球が駐車車両に当たり損害を与えてしまった。

上記の保険金支払例は弊社で扱っているPTA保険の賠償責任保険金支払例です。

PTA保険の賠償責任保険部分については、PTAが主催、共催する行事活動中において、PTAの管理・運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたり、あるいは第三者より借用した財物を使用・管理中にこわしてしまったことで、被る法律上の賠償責任を補償します。

この保険で注意しなければならない点は、PTAの所有物を壊してしまった場合は補償の対象にならないこと(学校の所有物は対象になります)や傷害保険部分は往復途上も補償の対象になりますが、賠償責任保険部分は往復途上は補償の対象にならないことです。したがって、PTA主催の行事参加後自転車で帰宅途中に、第三者にぶつかった場合には、補償の対象にならないので注意してください。このような場合は、No. 1で書いたように個人賠償責任保険であれば、補償の対象になる場合があります。また、夏祭り等でPTA会員の方が、食中毒になった場合はPTA会員であれば、No. 3に書いているように、傷害保険部分から支払の対象になりますが、賠償責任保険部分では、PTA会員やPTA会員以外の方は補償の対象にはならない点に注意してください。

賠償事故が発生してしまった場合においては、まずは被害者の安全確保を優先し、被害がモノであった場合はその損害を与えてしまったモノの写真を撮影しておいてください。そして早急に保険会社に連絡してください。

こちらも、保険期間は1年で、保険料は下記のようなプランの場合、1児童10円です。

【プラン例】	対人	:1名	最高1億円	1事故	最高2億円(自己負担1,000円)
	対物	:1事故	最高500万円(自己負担1,000円)		
	受託物	:1事故	最高10万円、期間中	最高500万円(自己負担5,000円)	

※補償内容および保険料については、保険会社によって違いがありますので、現在ご加入の保険証券をよくご確認ください。また、東京であれば、この保険の説明に伺うことも可能ですので、下記まで連絡してください。



今日のポイント

1. いつ、どこで、誰が事故にあった場合補償されるか理解する
2. 保険会社によって補償内容、保険料が違う
3. 賠償事故が発生してしまった場合は、被害者の安全確保を優先
4. モノに損害を与えた場合は写真をとる